

特定非営利活動促進法施行条例

(平成10年10月27日 条例第40号)

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請等)

第2条 法第10条第1項の規定により認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- (2) 定款に記載された目的及び特定非営利活動の種類

2 法第10条第1項第2号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が交付する書面

3 前項第2号の書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添えるものとする。

4 第2項に掲げる書面は、申請日前6月以内に作成されたものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から当該役員に係る同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報(以下「機構保存本人確認情報」という。)の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)を利用するときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。

6 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により公表し、及び縦覧に供する手続については、規則で定めるところによる。

7 法第10条第4項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性を失わないものであり、かつ、明白な誤記又は記載漏れに係るものとする。

8 前項の不備を補正しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申立書を知事に提出するものとする。

- (1) 補正の内容
- (2) 補正の理由

(役員の変更等の届出に係る提出書類)

第2条の2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における前条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第23条第2項の規定による提出をすることを要しない。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における前条第4項の適用については、同項中「申請日」とあるのは、「届出日」とする。

(定款の変更の認証の申請等)

第3条 法第25条第3項の規定により認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 変更の内容
- (3) 変更の理由

2 法第25条第6項(法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により定款の変更を届け出ようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出するものとする。

(事業報告書等の備置き等)

第3条の2 法第28条第1項の規定による事業報告書等の備置き並びに同条第2項の規定による役員名簿及び定款等の備置きは、同条第3項の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第4条 特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条(法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する書類を、毎事業年度初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに知事に提出するものとする。

(事業報告書等の公開)

第5条 法第30条及び第56条の規定による閲覧又は謄写の手続については、規則で定めるところによる。

(事業の成功の不能による解散の認証の申請)

第6条 法第31条第2項の規定により認証を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- (3) 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第7条 法第32条第2項の規定により認証を受けようとする清算人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 清算人の氏名及び住所又は居所
- (2) 解散した特定非営利活動法人の名称
- (3) 譲渡すべき残余財産
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者

(合併の認証の申請)

第8条 法第34条第3項の規定により認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併しようとするそれぞれの特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人(第4号において「合併後の特定非営利活動法人」という。)の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

(3) 合併の理由

(4) 合併後の特定非営利活動法人の定款に記載された目的及び特定非営利活動の種類

2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による申請書の提出について準用する。

(認定の申請)

第9条 法第44条第1項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びにその他の事務所の所在地並びに責任者の氏名及び役職

(2) 特定非営利活動法人の設立年月日及び事業年度、過去の認定の有無及びその有効期間、過去の特例認定の有無及びその特例認定を受けた日、認定の取消しの有無及びその取消日並びに特例認定の取消しの有無及びその取消日

(3) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人以外のものの定款の変更に係る書類の提出)

第10条 法第52条第2項の規定により社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を知事に提出しようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を知事に提出するものとする。

(1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

(2) 認定の有効期間

(3) 変更の内容

(4) 変更の認証日

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)

第11条 法第54条第1項から第3項までに規定する書類(同条第2項第1号の書類を除く。)の備置きは、同条第4項の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第55条第1項に規定する書類を、毎事業年度初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに知事に提出するものとする。

2 法第55条第2項の規定により書類を知事に提出しようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を知事に提出するものとする。

(1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 認定年月日

(3) 認定の有効期間

(4) 助成金の支給日、支給対象者、支給金額及び助成対象の事業等

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(特例認定の申請)

第13条 法第58条第1項の規定により特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びにその他の事務所の所在地並びに責任者の氏名及び役職

(2) 特定非営利活動法人の設立年月日及び事業年度

- (3) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第14条 第10条から第12条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人に準用する。

(合併の認定の申請)

第15条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人(以下これらを「認定特定非営利活動法人等」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 認定特定非営利活動法人等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定特定非営利活動法人等の事業年度、認定年月日又は特例認定年月日及び認定の有効期間又は特例認定の有効期間
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要
- (4) 合併により消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第15条の2 法第74条に規定する手続について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術の利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第16条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。

- 2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。
- 3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第52条第4項及び第5項並びに第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。
- 4 特定非営利活動法人は、電子文書法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、前3項の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録の備置き及び作成並びに当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合には、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日条例第30号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第28号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月20日条例第45号)

この条例は、平成24年7月20日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第15号)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。

2 改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに書類の提出については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日条例第19号)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号)の施行の日(令和3年6月9日)から施行する。

2 この条例による改正後の第2条第5項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項、第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請(以下「認証申請」という。)があった場合について適用し、施行日前に認証申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則(令和4年10月28日条例第43号)

この条例は、令和4年12月1日から施行する。